

30東議発第37号
平成30年6月27日

東村山市長
渡部 尚 様

東村山市議会議長
伊藤 真一



文書質問書

東村山市議会基本条例第12条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問をいたしますので、速やかに回答されますようお願いいたします。



平成 30 年 6 月 25 日

市 長 宛て

議員名 かみまち 弓子

文 書 質 問 書

私は、東村山市議会基本条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記の文書質問をいたします。

記

質問事項 建築基準法上不適格の学校のプール塀の補修工事について

6 月 18 日に発生した大阪北部地震において、大阪府高槻市立の小学校でプールのブロック塀が地震で倒壊し、小学 4 年の女兒（9）が下敷きになり死亡した事故を重く受け止め、渡部市長がすぐさま「学校施設の緊急点検」を教育委員会に要請したことは評価する。

6 月 19 日に行った教育委員会職員による点検の報告を 6 月 21 日 6 月定例議会開会前に市長からいただいた。内容としては、「プール塀の高さが八坂小学校 2. 4 m・第 4 中学校 2. 9 5 m で建築基準法上不適格状態である。早急に改善するように指示をした。」とのことであった。

そこで以下、市長に文書質問致します。

1. 多摩直下型地震がいつおこるかも知れない状況で、現在プール授業も行われている。早急とはいうものの、いつまでに八坂小学校・第 4 中学校のプール塀を改善するのか具体的な計画を伺う。
2. 改善が行われるまでの間の安全性をどのように確保するのか。その方策を伺う。
3. 建築基準法や同法施行令では、塀の高さは 2. 2 m 以下と規定され、塀を固定するための「控え壁」の設置も必要になる。塀を固定するための「控え壁」の設置はされているのか伺う。